

部分意匠と全体意匠の 類否判断の境界



令和 5 年度意匠委員会 第 2 部会 副委員長

森廣 亮太、大塚 啓生、田中 咲江

要 約

意匠の類否判断の難しさ（意匠の類似範囲の不明瞭さ）は、意匠の分野における永遠の課題であり、意匠委員会では過去にも度々「意匠の類否」について検討が行われてきた。しかし、令和元年の意匠法改正以降は、新たに保護対象となった画像、建築物、内装等の意匠に関する検討が多く、意匠の類否に関する検討はしばらく行われていなかった。また、平成 31 年の意匠審査基準の一部改訂により、先願（意匠法第 9 条）において全体意匠と部分意匠についても類否判断がなされることが明記されたところ、その判断事例の蓄積も予測された。

そこで、令和 5 年度の当委員会において、関連意匠制度を活用した全体意匠と部分意匠の登録例を調査し、その類似範囲の境界を検討したところ、会員の参考になり得る事例が幾つか抽出されたため、ここに紹介する。意匠審査基準において全体意匠と部分意匠の類否判断の具体例として図面が示されているのは「額縁」の事例だけであるが、全体意匠－部分意匠の関連意匠に係る登録例を収集し検討したところ、実際には「額縁」の例よりも緩やかに類似範囲が判断されているものも確認された。

なお、全体意匠と部分意匠間の類似範囲を理解することは、意匠の出願戦略や権利解釈等において非常に重要であることから、今後も当委員会において同種の事例を収集して検討することが望ましいと考える。

目次

1. はじめに
2. 調査範囲及び方法
3. 検討
 - (1) クレーム範囲が広い登録例
 - ① クレーム範囲が 9 割以上、かつ、クレーム部分の形状が略同一の事例
 - ② クレーム範囲が 9 割程度を占めるが、ディスクレームする範囲が複数ある事例
 - ③ クレーム範囲が 9 割に満たず、かつ、クレーム部分の形状が略同一の事例
 - (2) 全体意匠と部分意匠において関連意匠として認められたものと、認められなかったものが確認された事例
 - ① クレーム範囲の広狭が類否を分けた登録例
 - ② クレーム範囲に要部が含まれるか否かが類否を分けた登録例
 - ③ クレーム部分の「位置、大きさ、範囲」が類否に影響を与えた登録例
 - (3) 全体意匠と部分意匠において、部分意匠の全体に対するクレーム範囲が狭く、かつ、クレーム部分の形状が異なる登録例
4. まとめ

1. はじめに

平成 31 年の意匠審査基準改訂前は、全体意匠と部分意匠の出願の間では、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なることを理由に、先後願の判断対象外であった。そのため、全体意匠と部分意匠間の類否判断の参考となる基準は設けられていなかった。

現行の意匠審査基準（令和 2 年 3 月 19 日改訂）では、改訂により、全体意匠と部分意匠間の類否判断の手法等について明記されている。具体的には、下記①乃至④の全てに該当する場合は類似すると判断する旨が記載されている⁽¹⁾。

- ① 両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ② 全体意匠の用途及び機能と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ③ 全体意匠の物品等の全体に対し、部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
- ④ 全体意匠の形状等と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、同一又は類似であること

そのうえで、全体意匠と部分意匠の類似する例として、「額縁」の図面が挙げられている（意匠審査基準 第三部 第 5 章「先願」3.3.2 参照）。

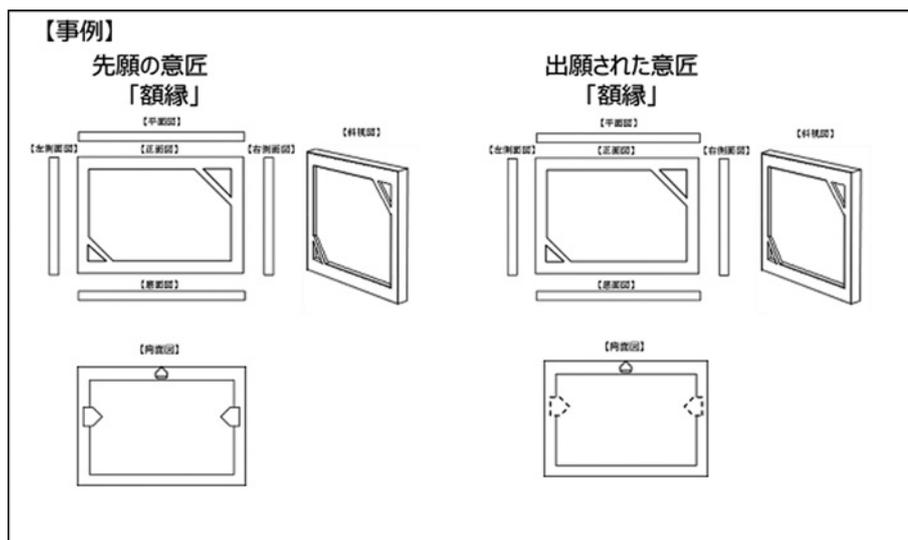


図 1 意匠審査基準 第三部 第 5 章「先願」3.3.2 より

しかしながら、当該「額縁」の例は、額縁の背面の留め具に相当する部分のみが破線で描かれ、全体の形状における部分意匠として意匠登録を受けようとする部分（以下、「クレーム部分」ともいう。）の範囲が全体の 9 割以上を占めることから、類似と判断されることが当然といえる具体例となっている。また、現行の意匠審査基準上、全体意匠と部分意匠の類否に関する具体例は他に記載されていない。このような状況にあっては、全体意匠と部分意匠が類似するのは、全体の形状と部分意匠において意匠登録を受けようとする部分の範囲とが軽微な差異の場合に限られるとの誤解が生じるおそれがあり、現にそのように考えている委員も少なからずいた。

こうした事情から、令和 5 年度意匠委員会の第 2 部会⁽²⁾において、全体意匠と部分意匠とが関連意匠として登録された事例、登録されなかった事例を調査し、その類似範囲の境界を探るべく検討を行った。

なお、特許庁のホームページにおいて、「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例について」⁽³⁾が掲載されているが、本件は当委員会ですべて独自に調査し、検討したものである。

2. 調査範囲及び方法

平成 31 年意匠審査基準の改訂が適用されている、2019 年 5 月 1 日以降意匠登録出願であって、全体意匠と部分

意匠が関連意匠として認められた登録を調査した。具体的には、J-PlatPatの「意匠検索」を利用し、検索オプションで「部分意匠」と「関連意匠／類似意匠」の両項目に絞って検索した結果検出された2万件以上の登録⁽⁴⁾を確認したうえで、類否判断の参考となりそうな登録事例を抽出して検討した。

3. 検討

2万件以上の意匠登録を検討した結果、類似の判断にバラツキはあったものの、ある程度の傾向はみてとれた。以下、(1)部分意匠の意匠登録を受けようとする範囲(以下、「クレーム範囲」ともいう。)が広い登録例、(2)全体意匠と部分意匠において関連意匠として認められたものと、認められなかったものとが確認された事例、(3)全体意匠と部分意匠において、部分意匠の全体に対するクレーム範囲が狭く、かつ、クレーム部分の形状が異なる登録例、の3つのパターンに分け、検討した登録例中の一部について検証する。

(1) クレーム範囲が広い登録例

検討した登録例中、最も多く見られた類型である。全体意匠と部分意匠の関係でも類似する可能性の高いケースとして参考になると考える。

① クレーム範囲が9割以上、かつクレーム部分の形状が略同一の事例

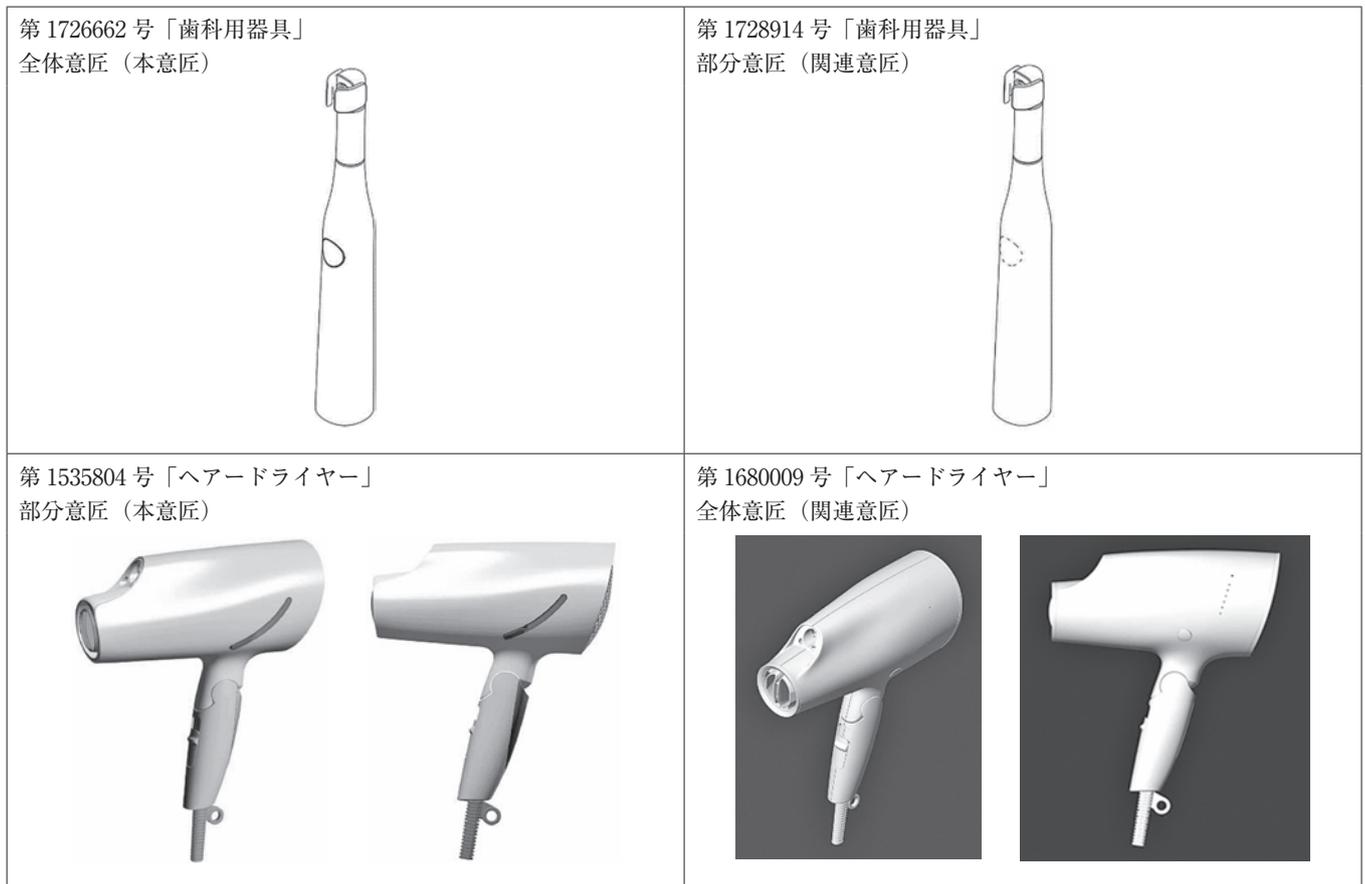


図2 事例(1)①

まず、審査基準に挙げられている「額縁」のように、クレーム範囲が全体の9割以上を占める代表的な登録例を示す。

「歯科用器具」は、本意匠が全体意匠であり、関連意匠は、操作用のボタン部が意匠登録を受けようとする部分以外の部分(以下、「ディスクレーム部分」ともいう。)として破線で表された、部分意匠である。独立の意匠として出願され、審査において意匠法第9条第2項後段に基づく拒絶理由通知を受け、補正によって解消している。

また、「ヘアドライヤー」は、部分意匠を本意匠、全体意匠を関連意匠として出願され、拒絶を受けることな

く登録が認められている。ドライヤーが起動していることを示すメーター部分が赤色でディスプレイされている部分意匠と、当該メーター部分は有さないものの全体形状がほぼ同じ全体意匠とが、類似すると判断されている。このように、ある部分がディスプレイされた部分意匠と、そのディスプレイ部分を有さない全体意匠とが類似する、と判断された登録例も多く確認された。

いずれも、クレーム範囲は9割以上であり、その位置もこの種の物品分野においてありふれた範囲内といえるため、審査基準に照らしても妥当な判断事例といえると考えます。

② クレーム範囲が9割程度を占めるが、ディスプレイ範囲が複数ある事例

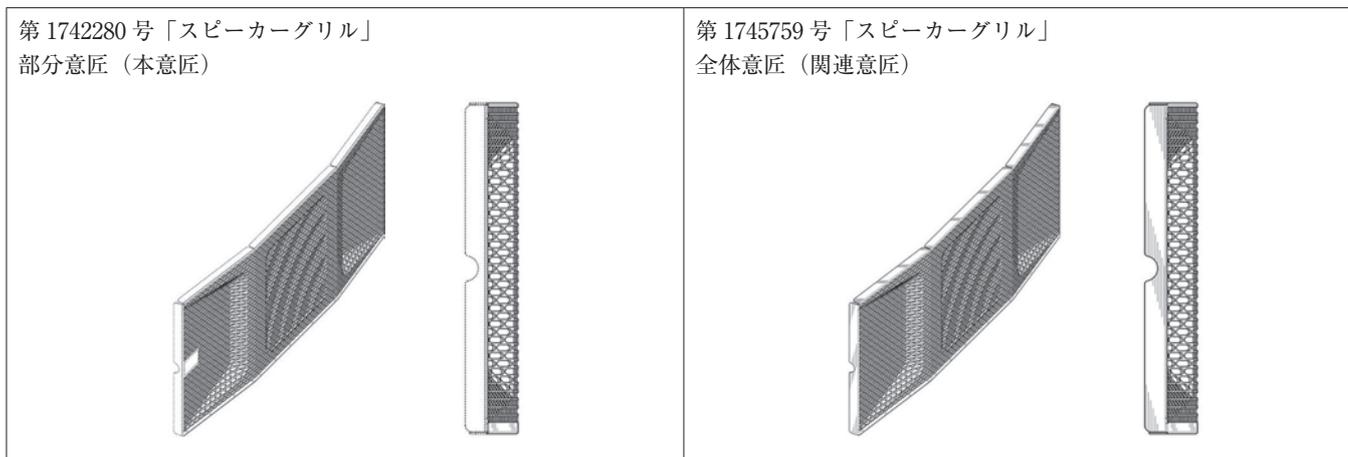


図3 事例(1)②

次に、部分意匠としてディスプレイする範囲が複数あるものの、クレーム範囲は全体の9割程度あり、類似すると判断された事例を示す。

「オーディオインターフェース」の登録例は、部分意匠を本意匠、全体意匠を関連意匠として出願され、拒絶を受けることなく登録が認められている。文字部分やボタン表示部が破線でディスプレイされた部分意匠と、全体形状の全体意匠とが類似すると判断された事例である。ディスプレイに係る部分は複数箇所にあつて、情報伝達のために用いられる文字やボタン表示部であつて、意匠としての創作性が低い部分がディスプレイの対象とされているため、妥当な判断事例と考えます。

③ クレーム範囲が9割に満たず、かつ、クレーム部分の形状が略同一の事例



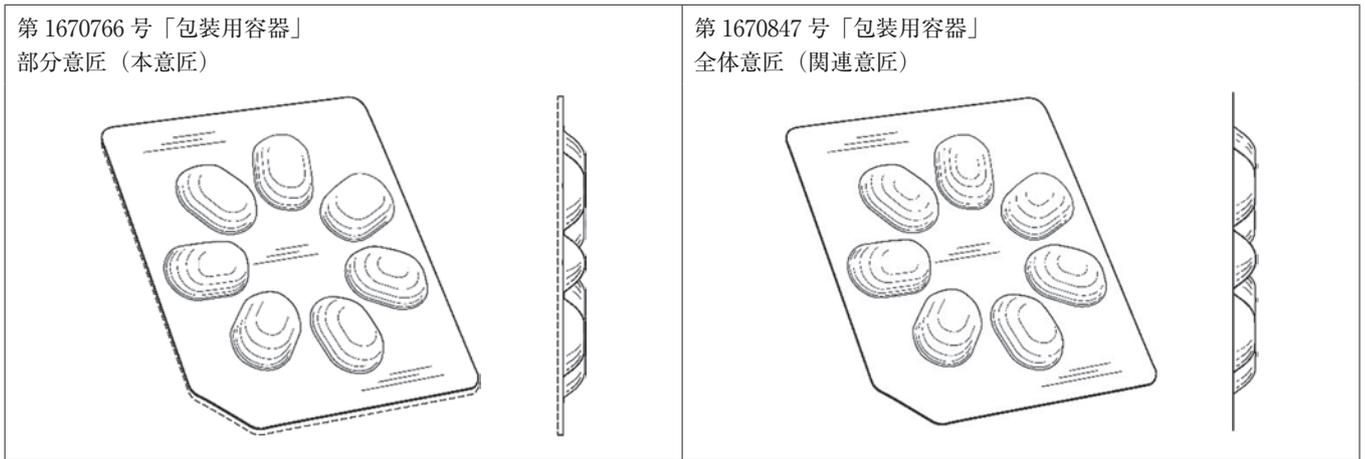


図 4 事例 (1) ③—1

さらに、クレーム範囲が9割には満たないものの、類似すると判断された事例を示す。

「スピーカーグリル」と「包装用容器」の事例は、ともに部分意匠の破線部分の範囲が全体形状の約3割程度あるにもかかわらず、全体意匠と類似すると判断されている。「スピーカーグリル」は、部分意匠を本意匠、全体意匠を関連意匠として出願され、拒絶を受けることなく登録が認められている。「包装用容器」は、独立の意匠として出願されたが、審査において意匠法第9条第2項後段に基づく拒絶理由通知を受け、補正によって解消している。審査基準掲載の「額縁」の事例と比べるとクレーム範囲は狭いといえるが、いずれも物品の背面側をディスクレームしており、通常の使用状態において視認されない又は視認されづらい部分であることが考慮されたものと思料する。当委員会内で検討の際、このような事例について異を唱える意見はなく、意匠実務家の観点では許容される範囲内の判断事例であると考えられる。

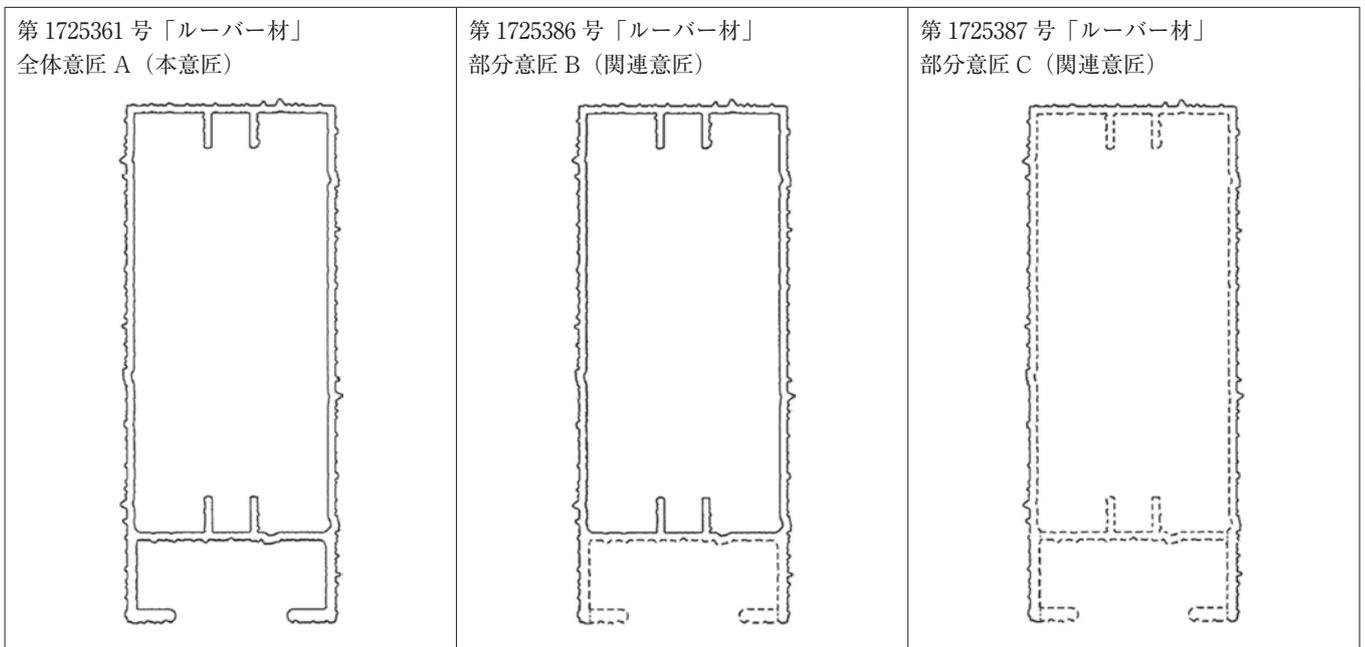


図 5 事例 (1) ③—2

これら三つの意匠は、当初は関連意匠として出願されておらず、意匠法第9条第2項後段に基づく拒絶理由通知を受けて関連意匠に補正したことで登録されている。

拒絶理由通知では次のように認定されている（下線は筆者による）。

「本願意匠と上記協議対象の意匠とは、いずれもルーバー材に関するもので物品が共通し、意匠登録を受けようとする部分の範囲が異なるものの、外周表面に長さ方向に沿って平行に形成された、端面から見ると不規則な高さ

と間隔からなる波形をした細かい凹凸の態様が顕著に一致し、当該共通点はこの種物品の本願出願前の先行意匠に照らして、新規で特徴的な態様と言えます。他方、本願意匠と上記協議対象の意匠の意匠登録を受けようとする部分の範囲の差異は、施工後には見えづらい物品内部や基端部の表面を含むか否かの差異であり、当該差異が類否判断に及ぼす影響は軽微と言えます。』

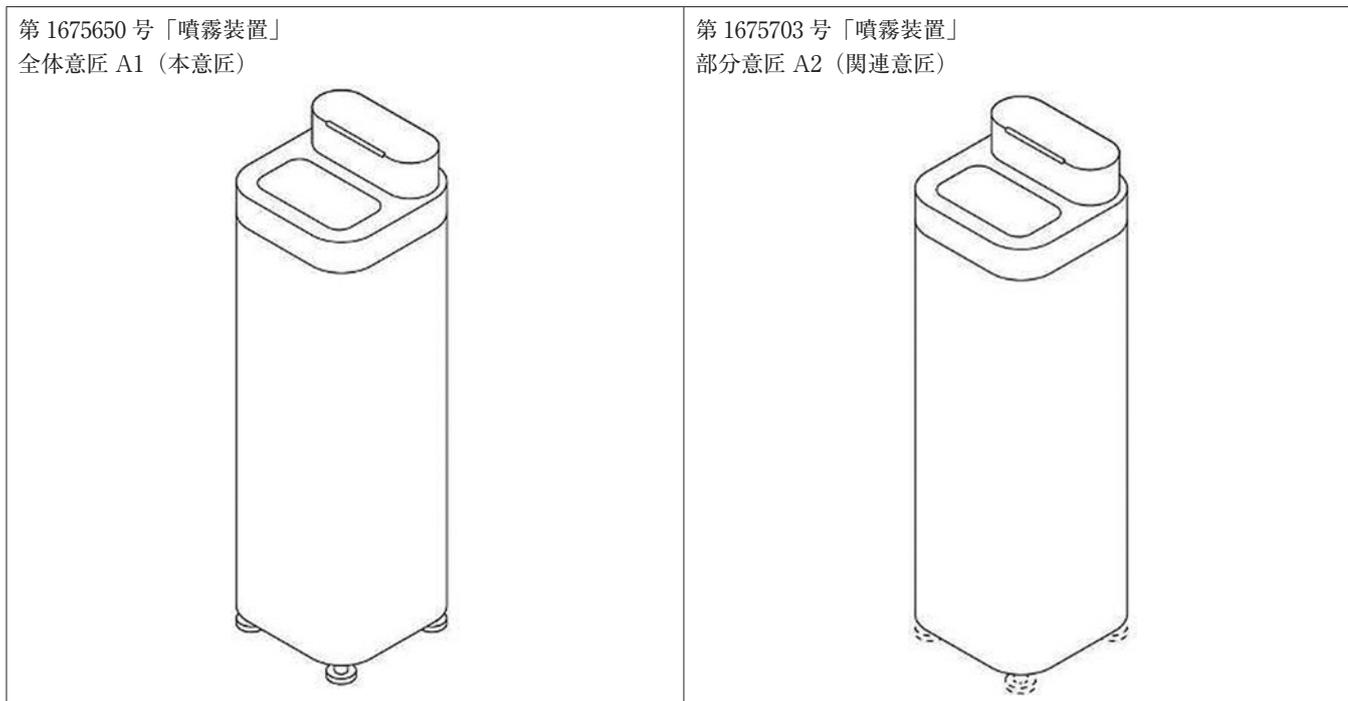
二つの部分意匠 B（中央）、C（右端）のうち、内部構造をクレーム範囲から除外した部分意匠 C は、クレーム部分が物品全体に占める範囲としては部分意匠 B よりも狭いものとなっているが、クレーム部分に意匠として新規で特徴的な部分が含まれていること、ディスクレーム部分が物品の性質上外部から視認し難い部分であること、により全体意匠と類似すると認定されている。こちらの事例も意匠実務家の観点からは許容される範囲内の判断事例であると考えられる。

(2) 全体意匠と部分意匠において関連意匠として認められたものと、認められなかったものが確認された事例

ある関連意匠グループを構成する意匠群について、その登録出願の審査・審判の過程で拒絶理由通知を受けていた場合には、当該通知に示された類否判断における検討内容が、類似範囲の境界を見定める際に参考になり得る。すなわち、当初は関連意匠とせずに出願されていても、審査において類似関係が指摘され、関連意匠に補正して登録に至るケースや、逆に、当初は関連意匠として出願されていたが、審査で非類似関係が指摘された結果グループから外して単独で登録に至る、あるいはその後、別の関連意匠グループを形成するケースもある。

以下、全体意匠と部分意匠の類似範囲の境界を見定める際のヒントになり得る事例をいくつか紹介する。

① クレーム範囲の広狭が類否を分けた登録例



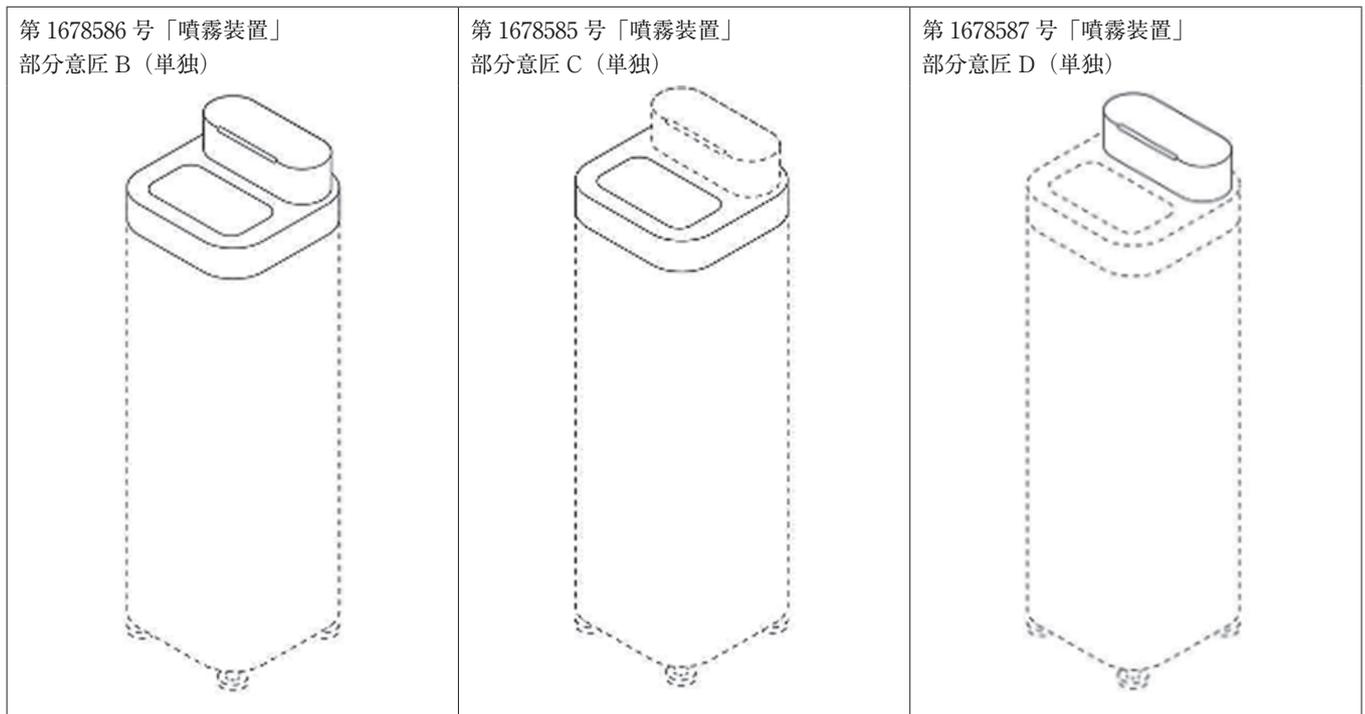


図 6 事例 (2) ①

これら五つの登録意匠は、全体意匠 A1 (上段左) を本意匠とし、他の四つの部分意匠 A2 (上段右)、B、C、D (下段の三つ) をそれぞれ関連意匠として出願されたが、部分意匠 B、C、D は、審査において全体意匠 A1 とは非類似であるとして、意匠法第 10 条第 1 項の規定に該当しない旨の拒絶理由が通知され、これに対して本意匠の表示の欄を願書から削除する補正を行い、それぞれ独立の部分意匠として登録された。

本意匠である全体意匠 A1 に対し、関連意匠である部分意匠 A2 は、物品の底面四隅に配された四つの足部を除いた大部分の領域がクレームされており、クレーム部分が物品全体に対して占める割合は極めて大きいといえる。

一方、それぞれ単独で登録されている三つの部分意匠 B、C、D はいずれも、物品全体に対して占める割合が大きい胴体部分をクレーム範囲から除いており、クレーム部分が物品全体に占める割合は小さいといえる。

審査で非類似と判断された理由については、「部分意匠として意匠登録を受けようとする範囲が大きく相違しており、この相違点は、両意匠の印象を異にさせる程顕著なものである」と拒絶理由通知で示されている。

なお、部分意匠同士の類否判断ではあるが、登録の状況より、部分意匠 B、C、D は互いに非類似、かつ、それぞれ部分意匠 A1 とも非類似、と判断されていることがわかる。

② クレーム範囲に要部が含まれるか否かが類否を分けた登録例

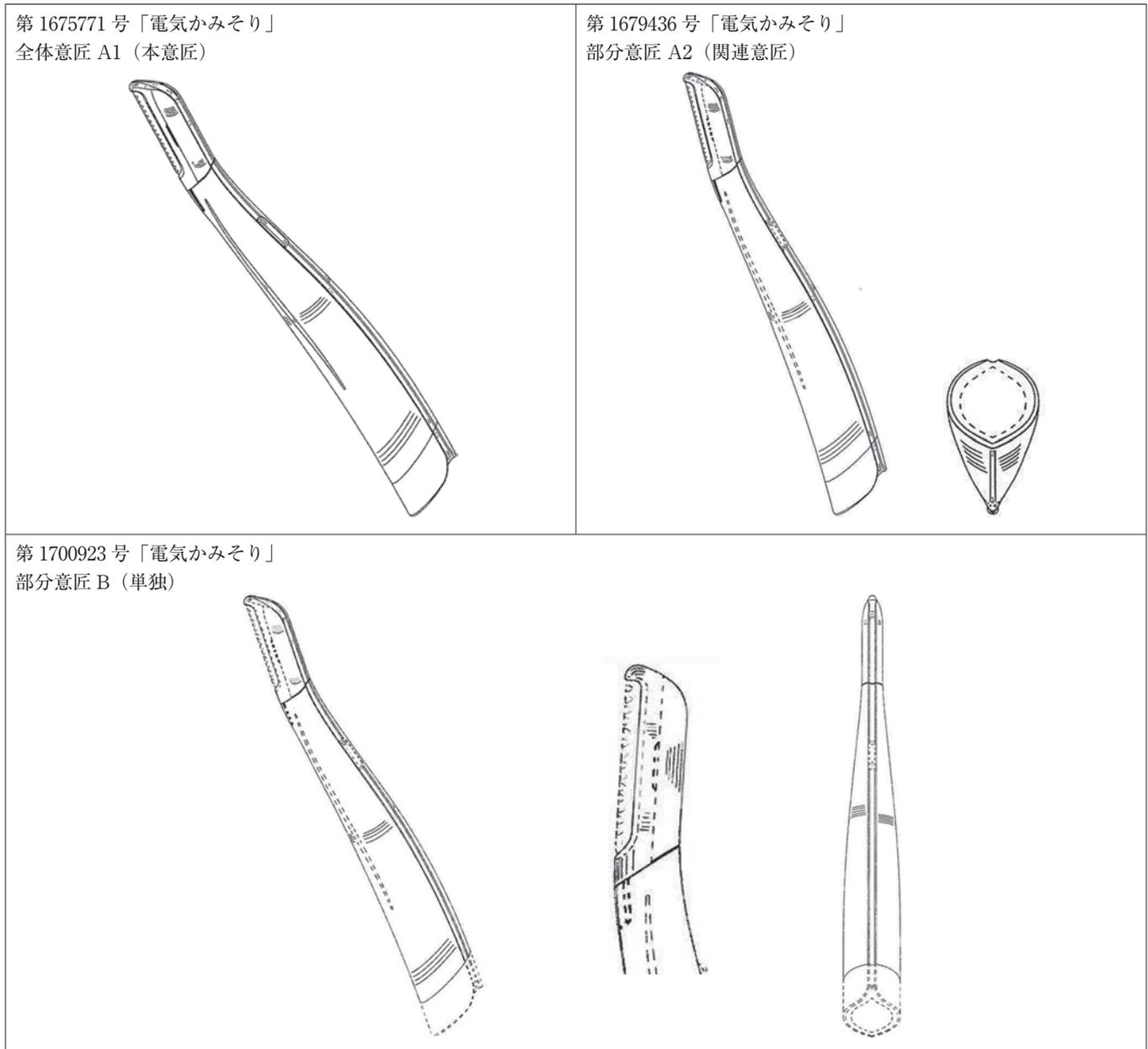


図 7 事例 (2) ②

これら三つの登録意匠は、全体意匠 A1 (上段左) を本意匠とし、他の二つの部分意匠 A2 (上段右)、B (下段) を関連意匠として出願されたが、部分意匠 B は、審査において意匠法第 10 条第 1 項の規定に該当しない、すなわち、全体意匠 A1 とは非類似と判断された。この非類似の判断の当否について出願人は反論を試みたが、最終的に拒絶査定不服審判において願書から「本意匠の表示」欄を削除する補正をし、部分意匠 B は独立の意匠として登録された。

全体意匠 A1 を本意匠とする関連意匠である部分意匠 A2 は、上端部 (ヘッド部)、胴体部 (把持部) 背面のスイッチ部、胴体部側面における範囲の狭い一部の領域と、胴体部下端面における一部領域がディスクレームされている。これに対し、単独の部分意匠 B は、前述の部分意匠 A2 のディスクレーム部分に加え、ヘッド部の刃部と、把持部の下端部がディスクレームされている。

すなわち、部分意匠 A2 においては、部分意匠 B においてディスクレームされたヘッド部の刃部及び把持部の下端部が、クレーム範囲に含まれている。そしてこれらの部分は意匠の要部であるとして、拒絶査定では次のように認定されている (下線は筆者による)。

「電気かみそり」という、個々に独立した物品を前提として両意匠を対比する場合、把持部の下端部及びヘッド

部の刃部は、需要者の目に付きやすい部位であるため、把持部の下端部及びヘッド部の刃部を除く部分であれば相応の部分同士を対比することが必要ですが、そうすると、本願の意匠の意匠登録を受けようとする部分が、本意匠の相当部分とその形態が共通するとしても、把持部の下端部及びヘッド部の刃部を除く部分の形態そのものと、把持部の下端部及びヘッド部の刃部を除く部分の形態、把持部の下端部として他の意匠には見られない特徴といえる略円柱形状を斜めに切り欠いた態様、及びヘッド部の刃部として刃先両面に略円弧状の形状線を一系列に配した態様が相まったものとは需要者に与える視覚的印象が大きく異なることとなります。

したがって、意匠に係る物品全体に占める意匠登録を受けようとする部分の範囲が意匠の要部を含むか否かといった相違に起因して、両意匠は、需要者に対する視覚的印象を異ならしめているといえますので、これらを類似する意匠ということはできません。』

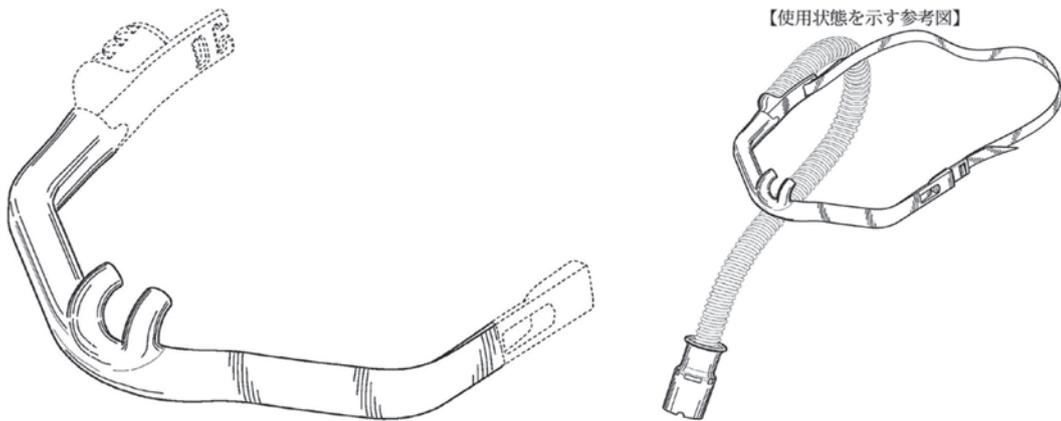
二つの部分意匠 A2 及び B は、クレーム部分が物品全体に占める割合の大小については単純な比率として大きな差はないように思われる。しかしながら、クレーム部分に意匠の要部が含まれるか否かにより、全体意匠 A1 との類否が分かれた結果となっている。

なお、部分意匠同士の類否判断ではあるが、登録の状況より、二つの部分意匠 A2、B は互いに非類似と判断されていることがわかる。

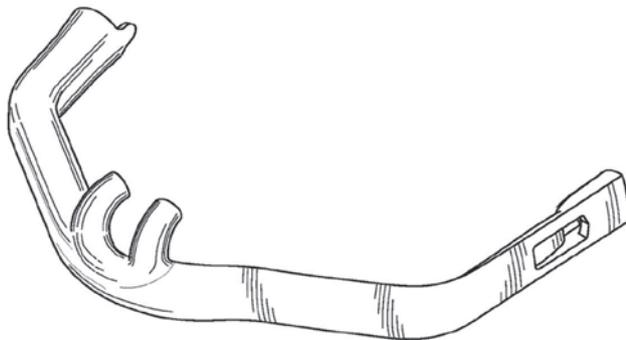
③ クレーム部分の「位置、大きさ、範囲」が類否に影響を与えた登録例

<関連グループ①>

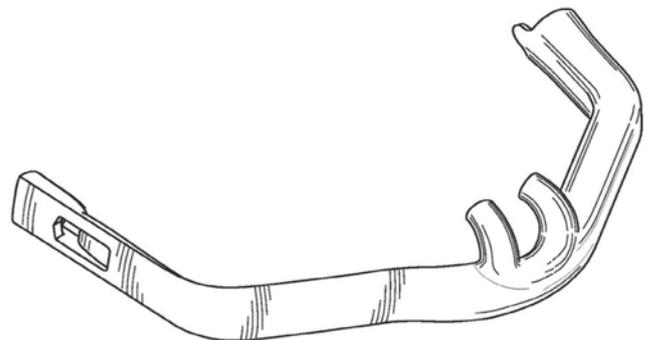
第 1685064 号「カニューレ」
部分意匠 A1 (本意匠)



第 1685111 号「カニューレ」
全体意匠 A2 (関連意匠)



第 1685113 号「カニューレ」
全体意匠 A3 (関連意匠)



<関連グループ②>

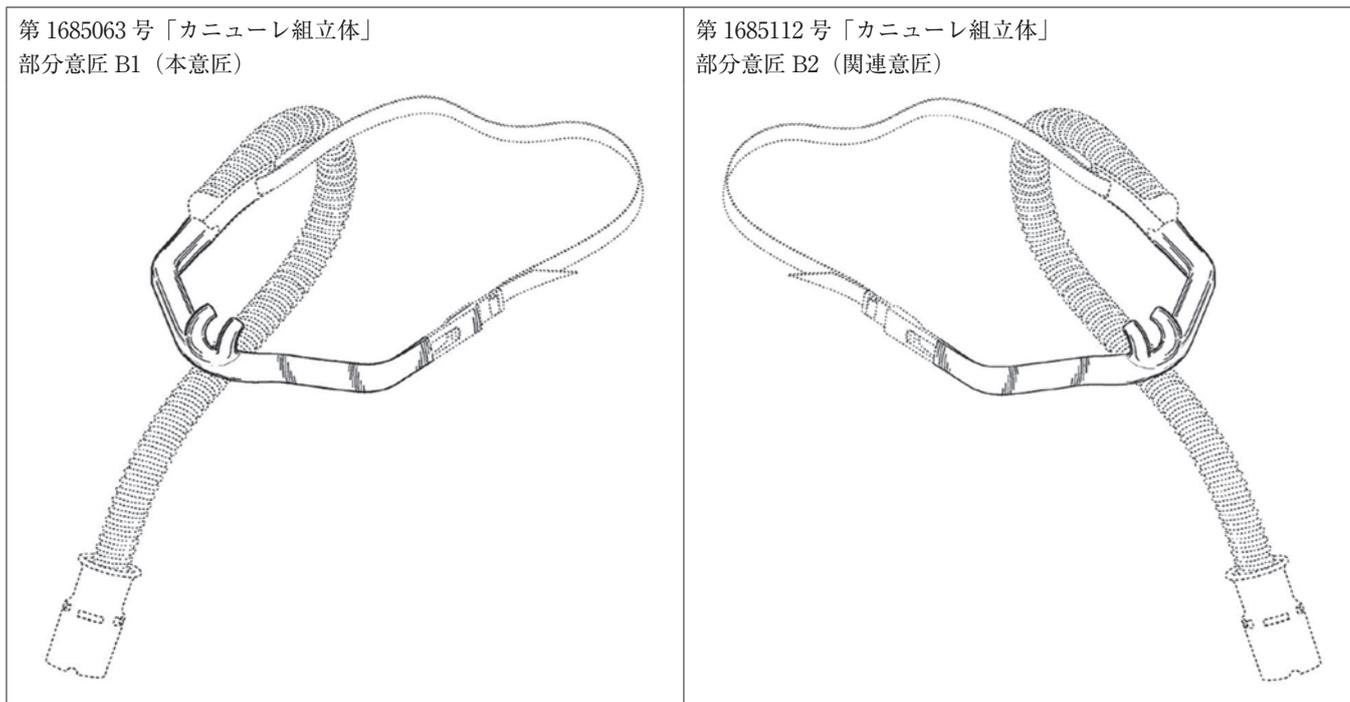


図 8 事例 (2) ③

上記五つの登録意匠は同日に出願されたものである（厳密には、これらを含んだ状態で一の出願がなされ、一意匠一出願違反の拒絶理由通知を受けた後で分割された）。

関連グループ①は、部品（「カニューレ」）の意匠による関連意匠グループである。関連グループ①の本意匠は、両端部を除く部分をクレームした、部分意匠 A1 である。これに対し、関連グループ①の二つの関連意匠は、全体意匠 A2、A3 であって、両者は左右反転に表されたものである。また、A1 と A2（及び A3）とでは、一方の端部の形状が異なっている。

関連グループ②は、上記部品を含む完成品（「カニューレ組立体」）の部分意匠 B1、B2 の関連意匠グループであり、上記部品に対応する部分をクレームした部分意匠である。左右反転に表された形態の一方を本意匠（B1）、他方を関連意匠（B2）として登録されている。

ここで、関連グループ①の二つの全体意匠 A2 及び A3 は、当初は関連意匠として出願されておらず、意匠法第 9 条第 2 項後段に基づく拒絶理由通知及び同一出願人による同日出願の協議指令書を受けて関連意匠に補正し、登録に至っている（なお、関連グループ②の B2 も同様である）。

協議指令書では次のように認定されている（下線は筆者による）。

「この意匠登録出願の意匠と上記協議対象の意匠とは、主に、カニューレの両端部の態様等において相違していますが、その他の点において共通しています。上記共通点は、両意匠の基調を形成し、共通の印象を強く与えるものであり、これらの共通点は、両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼしているのに対し、上記相違点は、意匠全体から見ると部分的なものであって、これらの相違点は、意匠全体として見た場合、両意匠の共通する美感を変更するほどのものではありませんので、本願意匠は上記協議対象の意匠に類似しています。」

なお、これら五つの意匠は同日に出願されたものであり、「カニューレ」のクレーム部分の形態は同じである。ただし、関連グループ①と②とは、クレーム部分の形態は同じであっても非類似と判断されていることがわかる。

ディスクレーム部分の形態のみは類否判断において対比の対象とはならないが、クレーム部分の「位置、大きさ、範囲」の認定にあたりディスクレーム部分が考慮される。また、両グループは物品において、一方が「カニューレ」、他方が「カニューレ組立体」とするものである。そうしたことから、両グループは非類似と判断されたものとうかがえる。

(3) 全体意匠と部分意匠において、部分意匠の全体に対するクレイム範囲が狭く、かつ、クレイム部分の形状が異なる登録例

この類型においては、部分意匠側のクレイム部分が意匠全体からみて比較的狭い範囲であり、かつ、部分意匠のクレイム部分の形状と、その部分に相当する全体意匠の形状において、複数の差異点が見受けられる事例を示す。

これらは、全体意匠と部分意匠との類否が緩やかに判断された事例として参考になると思われる。

事例①

・経緯の概要

全体意匠 A：出願→登録

部分意匠 B：出願→A を引例とした 3 条 1 項 3 号の拒絶理由通知→A を本意匠とする関連意匠に補正→登録

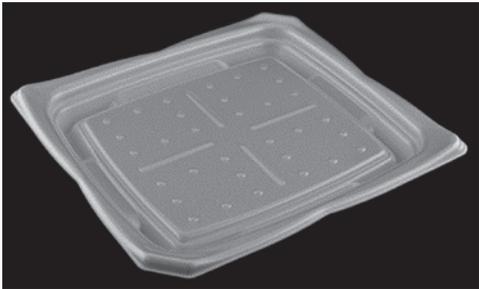
<p>第 1694813 号「包装用容器」 全体意匠 A（本意匠）</p> 	<p>第 1712186 号「包装用容器」 部分意匠 B（関連意匠）</p>  <p>※赤色で着色された部分以外の部分が意匠登録を受けようとする部分</p>
<p>※本意匠及び関連意匠に共通して挙げられている参考意匠 第 1545683 号「包装用容器」</p> 	

図 9 事例 (3) ①

これらの物品は、願書の記載及び図面によると、食品等を載せ置き上から透明の蓋を被せて使用される食品包装用トレーであると見受けられる。

先願に係る A は全体意匠であり、後願に係る B は部分意匠である。部分意匠 B においては、食品等を載せ置く中央部分（図中の赤色で着色された部分）を除く周縁部が、クレイム部分であり、その範囲は全体に対して約 6 割である。

部分意匠 B は、出願当初、独立意匠として出願されていたが、審査において全体意匠 A を引例として意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当する旨の拒絶理由が通知され、その後関連意匠に補正し、登録が認められていることが確認できる。この拒絶理由通知においては、全体意匠 A と類似するとの判断の理由として、以下の旨が述べられている。

[共通点]

(基本的構成態様)

- ・平面視略長方形形状をなしている点
- ・外縁に内外嵌合部を有するフランジ部を形成し、フランジ部と中央平面部の間に平面視略角丸長形状の溝を形成している点

(具体的構成態様)

- ・平面視四隅のうち対角線状にある一対の端部の角を切り欠くようにして短辺を形成している点
 - ・フランジ部と中央平面部の間の四隅に、高台となる平面視略「く」の字状の深い溝を形成している点
- 両意匠の比較部分の全体及び見えやすい部分において顕著な特徴をなし、需要者の注意を引くものと認められる。

[差異点]

- ・中央平面部周縁の態様について、本願意匠は丸みを帯びた隆起部を周設しているのに対し、引用意匠は隆起部を周設していない点
 - ・フランジ部四辺の態様について、本願意匠は直線的に形成しているのに対し、引用意匠は中央を内側にやや屈曲させている点
- 基本的構成態様や主要部の具体的態様が共通する中で部分的かつ軽微な差異であり、需要者の視覚的印象に与える影響は小さいため、両意匠の比較部分における形状の差異点は、前記の共通点に埋没する程度のもものと認められる。

このように、全体意匠と、部分意匠のクレイム部分の範囲とが大きく相違する両者においても、その範囲の差異についての言及はされていない。つまり、全体意匠 A において、トレーの周縁部分の形状についてのみ比較の対象とされていることが確認できる。

これらが類似するとの判断に至った経緯を検討するに、この事例においては、両意匠に係る物品が食品包装用トレーであることから、食品が載せ置かれると中央部分の形状は見えなくなるという特性を有している。また、参考意匠として挙げられているように、中央部分に十字状に凸条が設けられる態様は既に公知であることが分かる。

ここで、前段(2)の類型で挙げた事例②の拒絶理由通知において、「…意匠登録を受けようとする部分の範囲が意匠の要部を含むか否かといった相違に起因して…」と言及されていることを勘案すると、この事例においても、両物品の用途・機能及び形状等に照らし、全体意匠 A においてトレーの周縁部分が需要者の注意を引く要部であると認定されたうえで対比が行われ、全体として類似するとの判断に至ったとも考えられる。

事例②

・経緯の概要

部分意匠 A：出願→登録

全体意匠 B：A を本意匠とする関連意匠として出願→登録

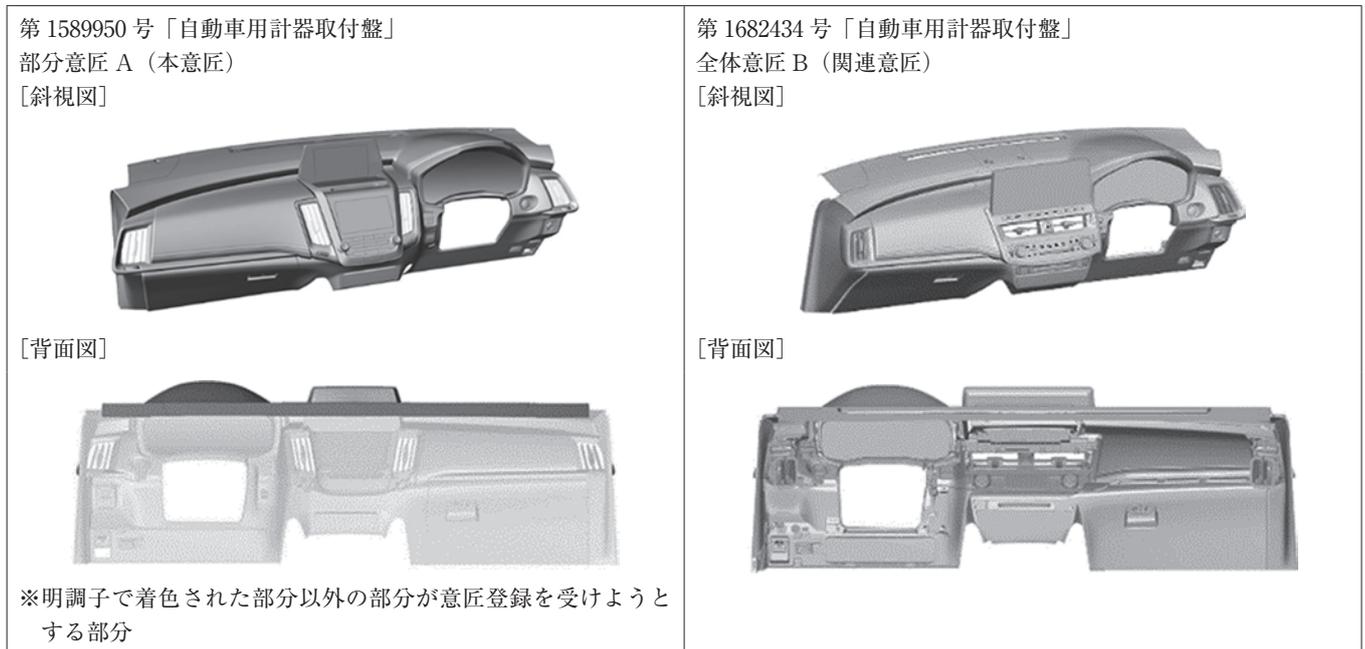


図 10 事例 (3) ②

本意匠とされている左側の A は、背面図等に示されるように、取付盤の裏面に相当する箇所を除く表側の面がクレーム部分として特定された部分意匠である。これに対し、関連意匠である右側の B は、全体意匠として表されている。

部分意匠 A において、クレーム部分の範囲は全体の 5 割程度であり、さらに、クレーム部分の形状と全体意匠 B における相当する箇所の形状を比較すると、中央のセンタークラスター部やエアコンの吹き出し口など、複数の差異点を確認できる。

これらが類似するとの判断に至った経緯について検討するに、自動車の内装パネルという物品の特性上、全体意匠 B において、自動車に取り付けられた後は見えなくなる裏面よりも視認できる表面（クレーム部分）が要部と認定されたうえで対比が行われ、全体として類似するとの判断に至ったものとも考えられる。

事例③

・経緯の概要

全体意匠 A：出願→登録

部分意匠 B：A を本意匠とする関連意匠として出願→登録



図 11 事例 (3) ③

先願に係る A は全体意匠であり、願書の記載及び図面によると、蓋、中容器、本体から構成され、本体に中容器を収納し、かつ蓋を被せたものである。そして、底部の濃紅色が上部に向かって徐々に薄くなるようグラデーションが施されている。

後願に係る B は、蓋と本体の上端部とを除いた容器部分をクレームした部分意匠であり、全体に対するクレーム部分の範囲は、先述の事例①と同様に 6 割程度である。また、クレーム部分における態様は、底部から上部にかけて施された赤色が、上部に向かって徐々に黒味が増して黒色になるようグラデーションが施されたものである。

これらが類似するとの判断に至った経緯について検討するに、まず、これら物品の用途及び機能に照らすと、全体意匠 A において、蓋部分及び本体部分のいずれも要部となり得る。一方、形状等に照らすと、全体意匠 A の蓋部分は表面が鏡面状銀色の円筒形状である。仮にこの形状等について、意匠としての創作性の程度が低いと考えるとするならば、全体意匠 A において本体部分が需要者の注意を引く部分と認定されたうえで対比が行われ、全体として類似するとの判断に至ったものとも考察し得る。

ただし、本事例については、蓋部分の有無の違い等から、当委員会内において類似と考えてよいかについては議論があった。

4. まとめ

我が国の意匠制度においては、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号や同法第 9 条第 1 項等によって拒絶された意匠出願（すなわち、先行意匠と類似すると判断された意匠）について公報は発行されないため、「意匠の類否」を考察するにあたっては、本稿で紹介したように関連意匠制度を利用した登録意匠が参考になる。

そして、全体意匠と部分意匠の関連意匠事例は、それらが一つの関連意匠グループを形成するに至るまでの過程や、周辺の登録意匠の内容を確認することで、類否の境界を見定めるためのヒントとなり得ることが分かった。また、全体意匠と部分意匠の類否においては、単純にクレーム範囲の広狭だけで判断されることも限られず、クレーム範囲に意匠の要部が含まれるのか否か、及び、物品の特性等も判断のポイントとなり得ることが確認できた。

このように、全体意匠と部分意匠の類否判断の傾向の一端がみえたため、全体意匠と部分意匠とが関連意匠として登録された事例の検討は有意義であったと思料する。今回紹介した登録例は当委員会で収集した事例の一部ではあるが、会員にとって有益な資料となれば幸いである。

もともと、全体意匠と部分意匠の登録例はまだそれほど多くなく、今後も事例が蓄積していくと思われる。「全体意匠と部分意匠の類否判断」を理解することは、意匠に関する出願戦略や権利解釈等において非常に有用であることから、今後も当委員会において同種の事例を収集して検討することが望ましいと考える。

なお、興味のある方は、ご自身で、例えば実務上関連の深い分野の事例を独自に収集し検討されてみることも有益と思われる。

(注)

- (1) 審査基準上の「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の記載は、本稿では「部分意匠」と置き換えて記載する。
- (2) 令和5年度意匠委員会第2部会のメンバーはつぎのとおり。盛田昌宏、佐川慎悟、松井宏記、高木康志、綿本肇、中川勝吾、渡辺和宏、前田大輔、平木康男、小松秀彦、森廣亮太、梅澤修、大塚啓生、亀山夏樹、田中咲江、徳永弥生、田中佑佳、秋池哲史、松本浩一、中村肇、石井綾
- (3) <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html> (最終確認日：令和7年2月6日)
- (4) 抽出結果の中には全体意匠同士又は部分意匠同士が関連意匠として登録された事例も多く含まれていたため、全体意匠と部分意匠の関連意匠の事例が2万件以上あったわけではないことを付言する。

(原稿受領 2025.1.9)